

# 厚生労働大臣の定める掲示事

令和5年4月1日現在

病院の概要	施設名 医療法人安寿会田中病院(医療機関コード0115732) 所在地 〒840-0862 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字扇町2344-16 電話 0952-23-2640 FAX 0952-29-1738 開設者 理事長 田中 寿人 管理者 統括院長 浅見 昭彦 開設年月日 平成13年10月1日
診療科目	内科整形外科リハビリテーション科リウマチ科
標榜時間	平日 午前9時から午後5時 休診 土曜日・日曜日・休日・年末年始
病床数	47床
医療指定	●保険医療機関 ●全国国保取扱医療機関 ●生活保護法指定医療機関 ●労災法指定医療機関 ●難病指定医療機関
指定医	身体障害者福祉法指定医

## 【明細書の発行状況に関する事項】

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を発行することといたしました。

なお、証明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査等の名称が記載されるもので、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## 【九州厚生局への届出事項に関する事項】

- 基本診療料の施設基準等に係る届出
  - 一般病棟入院基本料(地域一般入院料3)
  - 後発医薬品使用体制加算3
  - 入院時食事療養(I)入院時生活療養(I)
- 特掲診療料の施設基準等に係る届出
  - 脳血管疾患等リハビリテーション料(II)
  - 運動器リハビリテーション料(I)
  - 二次性骨折予防継続管理料1.3

## 【入院基本料に関する事】

当院の入院患者さんに対する看護師の勤務数(日勤・夜勤を合わせて)及び配置は、以下の通りになっています。当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
- 夕方17時から深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
- 深夜1時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

## 【入院時食事療養、入院時生活療養について】

入院時の食事療養(I)

当院は、入院時食事療養(I)の基準を満たした食事を提供しています。

また、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。



# 厚生労働大臣の定める揭示事

令和5年4月1日現在

## 【保険外負担に関する事項】

当院では、以下の主な事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしております。  
その他ご不明な点がございましたら、受付へお声掛け下さい。

文書料	税込(1通)	文書料	税込(1通)
普通診断書	2,200 円	学校に発行する診断書	1,100 円
交通事故用診断書	3,300 円	休職・復職用診断書	2,200 円
生命保険関係診断書 (簡単なもの)	5,500 円	職安用証明書	1,100 円
	11,000 円	市町村交通災害共済組合	1,100 円
生命保険関係診断書 (複雑なもの)	5,500 円	車椅子意見書	5,500 円
	5,500 円	特定疾患証明書(初回)	5,500 円
各種年金関係診断書	5,500 円	特定疾患証明書(継続用)	5,500 円
身体障害者用診断書	5,500 円	死亡診断書	3,300 円
傷害保険用診断書	5,500 円	死体(胎)検案書	5,500 円
恩給診断書	5,500 円	司法関係診断書(簡単なもの)	5,500 円
特殊診断書	4,400 円	司法関係診断書(複雑なもの)	11,000 円
後遺症診断書	1,100 円	成年後見人	3,300 円
後遺症診断書(労災)	2,200 円		

病衣料(任意)	1日につき	75 円税込
テレビ利用料(任意)	1日につき	100 円税込
紙おむつ(任意)	26枚入	4,200 円税込

※紙おむつにつきましては、委託業者との契約になります。

## 【選定療養費に関する事項】 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

差額室料(任意)	税込(日額)	差額室料(任意)	税込(日額)
201号室(1人室)	4,000 円	208号室(2人室)	1,300 円
202号室(1人室)	2,800 円	210号室(2人室)	1,300 円
203号室(1人室)	2,800 円		

## 【看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する取組みについて】

- 2交代制夜勤に係る配慮
  - ・勤務後の暦日の休日の確保
  - ・仮眠時間2時間を含む休憩時間の確保
  - ・16時間未満となる夜勤時間の設定
- 看護職員と他職種(薬剤師、PT、OT、ST)との業務分担
- 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

